

名古屋大学（大学院法学研究科）及び名古屋大学（法学部）の法曹養成連携協定

名古屋大学大学院法学研究科（以下「甲」という。）と名古屋大学法学部（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携して、学部段階からの体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、「法化社会を支え推進する法曹の養成」という課題について、さらなる寄与を行うことを目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 名古屋大学大学院通則第2条に規定する甲の実務法曹養成専攻
- 二 連携法曹基礎課程 名古屋大学法学部規程第3条第3項に規定する乙の法律・政治学科法曹コース（以下「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの学生に対し、第1条に定める法曹養成のために適切な学修指導を行う教員（以下この条及び第6条において「学修指導教員」という。）を配置すること
- 二 学修指導教員を補佐し、学修その他の就学に関する助言を行う教員として実務経験のある教員もしくは実務家を配置すること
- 三 乙は、前二号に関して、学生の満足度を把握するため、少なくとも年に2回は前

二号の教員以外の教員との面談の機会を設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

(甲の乙に対する協力等)

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
- 二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当たり、連携法科大学院の教員を派遣すること
- 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 四 本法曹コースの学生に対する学修指導教員による学修指導を行うに際し、乙に必要な助言及び協力を行うこと

2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。

3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法)

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、5年一貫型選抜（論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜）を実施する。

2 前項の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申

し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由があるときは、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

第10条 次のいずれかの事由が生じた場合には、本協定は、第8条第1項の有効期間の満了にかかわらず、その事由が生じた日から3年を経過した日の属する年度の末日までの間は、なお効力を有する。

- 一 第8条第1項に定める更新拒絶の通知（同項に定める有効期間満了の日以前3年以内に生じた場合に限る。）
- 二 第8条第2項に定める本協定の廃止の合意
- 三 前条第2項に定める本協定の廃止の通告

(協定書に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年1月24日

令和2年1月24日

甲
学長（代理人）
名古屋大学大学院法学研究科
研究科長 鈴木 将文

乙
学長（代理人）
名古屋大学法学部
学部長 鈴木 将文

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

名古屋大学法学部は、「グローバル化社会に対応するための法律学・政治学の総合的な知識を修得し、大局的見地に立ってものごとを総合的に判断する能力を養う」ことを教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）としているため、法曹コースでは、(1)法科大学院の法学既修者コースの学修内容に対応できる学力を育成するための講義を必修科目として設置する一方、(2)学部教育の基本方針である「グローバル化社会に対応するための法律学・政治学の総合的な知識を修得」するための科目として、法学部が開講する科目を「関連専門科目」（必修科目ではないが卒業単位に含まれる）として広く学修できる教育課程を編成している。

(1)の必修科目については、次の方針の下でカリキュラムを構築している。

①憲法、民法、刑法、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の法律基本科目を本法曹コースの必修科目とした上で、1年秋学期から3年秋学期までの間に段階的かつ体系的に学修できるようにカリキュラムを設定している。

②憲法、民法、刑法、商法、行政法の5科目については、法科大学院未修1年次に相当する学修範囲について、3年秋学期までに段階的かつ体系的に学修できるように講義科目を配置した。

③訴訟法の学修は、法律学に固有の思考方法（リーガル・マインド）の修得に有用であるとの判断から、連携法科大学院では民事訴訟法と刑事訴訟法は未修2年次（既修1年次）以降の配当であるが、本法曹コースの必修科目として設定した。

④本法曹コース登録前の1年秋学期から、法律基本科目の基本である憲法と民法について総括的に講義する「憲法Ⅰ（総論・統治機構）」と「民法Ⅰ（総論）」の2科目を配置して、コース登録後の学修の準備を前倒して行う一方、コース登録前の段階で各学生が自らの適性を考えるための機会を提供する。なお、この2科目はコース登録前に配当されているため、入学時のガイダンスと春学期終了時の説明会において、コース登録希望者は必ず履修するよう呼びかける。

⑤2年春学期までは、学部の基本方針である「現代社会の問題に対し、法的・政治的知識の修得を通じ、的確かつ総合的な判断や意思決定ができる人の育成」の観点から周辺諸科学を含めて「関連専門科目」を広く学修することを期待しているため、法律基本科目の配当は1年秋学期2科目、2年春学期3科目とした。

⑥2年秋学期と3年春学期に重点的に法律基本科目を配当することで、コース登録学生が「5年一貫型選抜」による法科大学院進学を目標として、法律基本科目を集中的に学修する条件を整備した。また、⑦の演習科目を2年秋学期から継続的に実施することで、法科大学院進学への動機付けと法科大学院での学修の準備の機会を提供することにした。

⑦「5年一貫型教育」を実質化するため、連携法科大学院の専任教員や実務家教員が担当する少人数・双方向の授業「特殊講義（法曹養成演習Ⅰ～Ⅳ）」（4科目・合計8単位）を設置し、学生の学修意欲を高めつつ、法科大学院教育との連携を図る。

⑧連携法科大学院が開講する基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を共同開講科目や科目等履修のかたちで学修する機会を提供することにより、「5年一貫型教育」を実質化した。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	春学期						
	秋学期	憲法Ⅰ（総論・統治機構）	4			法学基礎(E)	2
民法Ⅰ（総論）		4					
2年	春学期	憲法Ⅱ（人権・憲法訴訟）	4				
		刑法Ⅰ（総論）	4				
		民法Ⅱ（物権法）	4				
	秋学期	民法Ⅲ（取引法）	4			西洋法制史	4
		民法Ⅳ（事故法）	2			国際私法	2
		刑法Ⅱ（各論）	4			経済法	2
		特殊講義（商法基礎）	2				
		特殊講義（法曹養成演習Ⅰ 民法）	2				
		特殊講義（法曹養成演習Ⅱ 憲法・刑法）	2				
3年	春学期	民法Ⅴ（家族法）	4			法哲学	4
		行政法Ⅰ（総論）	4			特殊講義（国際私法各論）	2
		民事訴訟法	4				
		刑事訴訟法	4				
		特殊講義（法曹養成演習Ⅲ 行政法・商法）	2				
	秋学期	行政法Ⅱ（行政救済法）	2			中国法	4
		商法Ⅱ（企業組織法）	4			比較法Ⅰ（英米法）(E)*	2
		特殊講義（法曹養成演習Ⅳ 実務）	2			韓国法	4
合計		62				26	

※ 選択科目の欄には、個別免除科目と共同開講科目のみ記載した。

※ 選択科目のうち、講義名の後に「E」とあるのは、国際社会科学プログラム(G30)の講義（英語）

* 比較法Ⅰ（英米法）(E)は2020年度入学者からは2年秋学期配当に変更

<別表1-2> 法曹コース卒業要件

科目区分	単位数	小計	総計	備考
基礎セミナー	12～14 単位	96 単位	132 単位	
文系基礎科目				「日本国憲法」、「法学」、「政治学」を除く
専門科目	82～84 単位			関連専門科目 0～20 単位を含む
理系基礎科目	16～18 単位	36 単位		
文系教養科目				
理系教養科目				
全学教養科目				
健康・スポーツ科学				
開放科目				
言語文化科目	18～20 単位			

＜別紙第 2＞乙の法曹コースにおける成績評価の基準

今回の申請に係る 2019 年度入学者については以下の通り。

*2020 年度入学者から成績評価基準が変更されるため、2020 年度入学者に適用する成績評価基準については来年度変更申請を行う予定である。

変更後の成績評価基準（案）については、「資料 7『＜別紙第 2＞乙の法曹コースにおける成績評価の基準』に関わる参考資料」を参照。

【2019 年度入学者】

評価	成績通知書の表示	評価の割合*
90-100	S	10% (±10%)
80-89	A	30% (±20%)
70-79	B	40% (±20%)
60-69	C	20% (±20%)
0-59	F	

*法学部必修科目のみ対象としています。

〔評価基準及び評語の意味〕

S：際だって優れている。主題を全て理解し、広範な知識を持ち、概念や方法を巧みに使いこなして高度な課題を遂行できる。

A：優れている。主題のほとんどを理解し、必要な知識を持ち、概念や方法を適切に使って課題を遂行できる。

B：良好である。主題を十分理解し、問題・題材を扱うことができる。

C：最低限の基準に達している。主題の基本的な部分を理解し、比較的簡単な問題を扱うことができ、より高度な学修に進める状態になっている。

F：最低基準を満たしていない。

2019 年度入学者の内法曹コースに在籍する者の卒業要件に関する GPA の算出方法については以下の通り。

〔法曹コースにおける GPA の算出方法〕

GPA は必修科目の総評点を総単位数（62 単位）で除して算出する。総評点は、次の方法で得た値の総和をいう。

S（100-90）の成績を得た科目の総単位数×4の値、

A（89-80）の成績を得た科目の総単位数×3の値、

B（79-70）の成績を得た科目の総単位数×2の値、

C（69-60）の成績を得た科目の総単位数×1の値。

【参考】名古屋大学法学部の成績評価基準及び GPA の計算方法（2019 年度以前入学者）
成績評価は、S（100-90）、A（89-80）、B（79-70）、C（69-60）、F（59 以下）の 5
段階評価とし、S・A・B・C を合格、F を不合格とする。ただし、この区分による成績
認定が不能な科目に関しては、合格・不合格の 2 区分となる。

学部教育の成績評価における GPA（Grade Point Average）制度を、次のように定める。

①GPA を次式で定義する。

$$\text{GPA} = \frac{4.3 \times \text{S 取得単位数} + 4 \times \text{A 取得単位数} + 3 \times \text{B 取得単位数} + 2 \times \text{C 取得単位数}}{\text{S 取得単位数} + \text{A 取得単位数} + \text{B 取得単位数} + \text{C 取得単位数} + \text{F 科目単位数}}$$

＜別紙第3＞乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

法曹養成連携協定第5条第1項に定める早期卒業制度は、名古屋大学通則第31条第2項に基づき、以下のとおりとする。

早期卒業を希望する者は、法学部で定める手続に従い、法曹コース登録届と早期卒業申請書をそれぞれの指定された時期に提出しなければならない。

1 法曹コース登録の資格と手続

(1)法曹コースを希望する本学部第1年次の者は、同年次秋学期において、法曹コース登録届を提出しなければならない。この場合において、第1年次終了時に36単位以上を修得している者に限り、第2年次及び第3年次において法曹コース在籍者となることができる。

(2)法曹コース登録届に記載する志望理由の内容によっては、法曹コースへの登録を認めない場合がある。

2 早期卒業の認定要件と手続

(1)認定要件

法曹コースに在籍し、かつ、第3年次終了時に次の各号の全てに該当する者は、名古屋大学法学部規程（以下「規程」という。）に基づき、教授会の議を経て、卒業を認定する。

①規程第12条1項に定める所定の単位数を修得していること。

②規程別表第5に定める法曹コースの必修科目をすべて修得し、かつ、そのグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）の数値が2.5以上であること。

③専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に定める法科大学院に、同第25条第1項に定める法学既修者として入学することが認められていること。

*1 法曹コースの必修科目については、「別紙第1」を参照。

*2 GPAの算出方法については、「別紙第2」を参照。

*3 法科大学院との共同開講科目の卒業要件単位不算入

教授会の議を経て、別に定める専門科目を履修した場合、学生の申請に基づき、卒業に必要な単位数に算入しないことができる。

(2)手続

第3年次終了の時点までに、(1)に定める早期卒業要件を充足する見込みのある者で、早期卒業を希望する者は、第3年次春学期において、早期卒業申請書を提出しなければならない。

3 早期卒業候補者の辞退

早期卒業候補者はいつでも、法曹コース辞退願を提出することにより、辞退を申し出ることができる。

4 法学部学生の履修登録単位数の上限設定について

法曹コース所属の有無に関わらず法学部の学生に対しては全員1学期間に履修登録できる単位の上限を24単位までとしている。なお、特例措置として成績優秀者に対して履修登録制限単位数を緩和する制度は設けていない。

＜別紙第4＞乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

【5年一貫型教育選抜】

(1)募集人員

10名

(2)対象者

甲との間で法曹養成連携協定を締結した大学の連携法曹基礎課程(以下「法曹コース」という。)の修了予定者。

(3)出願要件

出願の翌年の3月31日までに、乙の法曹コースを修了し、早期卒業する見込みであること。なお、出願書類及び出願手続は、各年度に公表される入試要項に従う。

(4)合否判定の方法

以下の項目を総合的に評価して合否を判定する。

- ①法曹コースの必修科目のうち、出願時まで単位を取得した科目の成績。
- ②入試要項に定める提出書類(志望理由書等)の内容。
- ③5年一貫型教育選抜において実施される口述試験の成績。なお、口述試験の内容は、法律基本科目の細かい知識を問うことよりも、広く法的思考力を問うものとする。

(5)その他

- ①5年一貫型教育選抜は、入学年度前年の9月以降の入試要項に定める日に実施する。
- ②5年一貫型教育選抜に合格した者が、その年度において法曹コースの修了要件を充足しなかった場合、甲の法曹養成専攻への入学資格を失う。
- ③法曹コースを修了し、入学する者の法学既修者認定の基準として、「連携法科大学院において法学既修者認定による履修免除又は既修得単位認定を行う法曹コース開設科目の対応表」(資料3)に掲げる一括免除対象科目については、B以上の成績評価を必要とするものとし、対応する各科目の成績が当該水準に達していない場合は、法科大学院入学後に未修者コース1年次の該当科目を履修することとする。

【一般選抜】

募集人員は40名。対象者、出願要件、及び合否判定の方法等は、各年度に公表される入試要項の記載に従う。